

山梨県公報

第二千五百七十一号

平成二十八年

一月七日

木曜日

目次

告示

- 林業労働力確保支援センターの指定の取消し……………一
- 保安林の指定の予定(二件)……………一
- 保安林の指定実施要件の変更予定(七件)……………二
- 道路の区域変更……………四
- 指定実施要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………四
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………六
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………六
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………七
- 換地処分の実施……………一〇
- 甲府都市計画の変更案の縦覧……………一〇
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………一〇

告示

山梨県告示第一号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定により、公益財団法人山梨県林業公社の林業労働力確保支援センターとしての指定を取り消したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 林業労働力確保支援センターとして指定されていた法人の名称

公益財団法人山梨県林業公社

二 住所

甲府市武田一丁目二番五号

三 事務所の所在地

甲府市武田一丁目二番五号
指定の取消しの効力が発生する日
平成二十八年三月三十一日

山梨県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 保安林の所在場所

大月市七保町下和田字小林二〇四〇から二〇四三まで、二〇四三の内一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小林二〇四〇・二〇四一・二〇四三・二〇四三の内一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字天狗松一四八六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天狗松一四八六七（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図

に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡早川町(次の図
に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡早川町(次の図
に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年一月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市小原東字梅ノ木田一三四〇番四地先から 山梨市小原西字梅木田八二五番三地先まで	九・〇 一四・四	九・三 一四・四	(メートル)	三四・六

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市大月町花咲字さす平四〇六〇、四〇六一	古澤進
大月市大月町花咲字さす平四〇五九	星野好巳

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十二月三日農林水産省告示第二千六百七号

指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

大月市猿橋町猿橋字桐久保二八八七

小倉養蚕実行組合

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十二月三日農林水産省告示第二千六百四号

指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

北都留郡小菅村字神楽入五三九

守重清孝

北都留郡小菅村字神楽入五四一、字栗山六五三

守重全作

北都留郡小菅村字小米沢三九二の一、三九三の一、三九三の二

桑原藤正

北都留郡小菅村字小米沢三九四の一

守重郁夫

大久保長三郎、長田國平、長田義春、奈良伊奈吉、奈良寛治朗、奈良角太郎、奈良和市、奈良金平、奈良喜之甫、奈良久四郎、奈良庄右衛門、奈良千吉、奈良忠平、奈良鶴次郎、奈良寅平、奈良百蔵、奈良兵三郎、奈良美代吉、奈良由太

郎、奈良彌貞、奈良善之吉、
奈良善次郎

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十七年十二月三日農林水産省告示第二千六百六号

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年五月九日まで縦覧に供する。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 DIS上今井複合施設

(二) 所在地 山梨県甲府市上今井町七百六十九番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	東京都台東区上野七丁目十四番四号

(二) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
オギノ上今井店	DIS上今井複合施設

3 変更の年月日

平成二十七年十一月三十日

三 届出年月日

平成二十七年十一月三十日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県民情報センター

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十

八年五月九日まで縦覧に供する。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 DIS上今井複合施設
 - (二) 所在地 山梨県甲府市上今井町七百六十九番外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千七百八十七平方メートル	二千六百二十一平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十二台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百四十四台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 十九平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 四十六平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 五十立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 五十八立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 二箇所 位置 届出の図面のとおり	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり

置

3 変更する年月日

平成二十八年七月三十一日

三 届出年月日

平成二十七年十一月三十日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
原田 聖司	甲府市	韮崎市大草町上條東割字堤久保千二百九十八番一外四筆	四、四七六
佐藤 勝彦	山梨市	山梨市三ヶ所字田神千二百二十七番一外一筆	一、一六九
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	山梨市牧丘町袖口字西田百五十一番一外一筆	九三〇

形見 俊二郎	南アルプス市	南アルプス市上今井字神明下千一番一外二筆	三、六四〇
村松 賢	南アルプス市	南アルプス市西野字小森二百十番一外二筆	一、八八八
手塚 修弘	南アルプス市	南アルプス市上今井字神明下千一番一外二筆	九一八
高添 克彦	韮崎市	韮崎市中田町中條字丸山四千三百六十番外二筆	二、二七二
富 窪田 今朝	山梨市	山梨市南字滝ノ平千五百二十四番	七二五
平山 裕海	山梨市	山梨市歌田字神喰田八百十九番一外一筆	二、七三七
藤卷 嶺	山梨市	山梨市下神内川字寺ノ前四百八十九番外二筆	一、一〇五・一三
金子 雄輝	山梨市	山梨市上栗原字堀田五百八十七番外五筆	三、二二二
高野 茂	山梨市	山梨市上栗原字沖田四百八番二外一筆	七二二
宮澤 一男	山梨市	山梨市上栗原字中堰二百二十三番外一筆	四三二
		甲州市塩山上井尻字爪田三百六十五番外一筆	一、二三二
		山梨市牧丘町袖口字東田五百四十八番一外七筆	一、七二四

鈴木 進一	管吹市	管吹市御坂町夏目原字上三枚七百七十九番一外一筆	一、〇〇四
岡田 希	管吹市	管吹市御坂町成田字北新居百六十八番	七八四
農業生産法人株式会社 I J A P A N	管吹市	管吹市石和町中川字木前千四百四十番二外一筆	九二七
長田 泰哉	甲斐市	南アルプス市上今諏訪字御柱十七番外一筆	二、一一一
農事組合法人三分一そば組合	北杜市	北杜市長坂町大井ヶ森字東入九百八十八番二外八筆	八、六六三
宮崎 久	北杜市	北杜市須玉町東向字大木田三千七百七十五番	八九七
青柳 桂	北杜市	北杜市大泉町西井出字古林八千四百四十六番	五八六
折井 芳弘	北杜市	北杜市大泉町谷戸字城下二千四百七十八番外二筆	一、六六五
農事組合法人いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字宮地千八百十八番二外二筆	一、九四八
バトル マイケル	北杜市	北杜市小淵沢町字上大久保七千二百七十番外三筆	六、一六二

酒井 浩太	笛吹市	笛吹市一宮町金田字沢越町三百三十番一外一筆	一、九二〇
原 勝	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字地藏久保九百十七番一	一、五二〇
山口 みどり	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字狭田千七百二番	一八五
佐藤 一彦	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字深田二十四番一外一筆	一、〇三八
矢崎 広次	甲州市	甲州市塩山上小田原字下小松尾三百五十九番一外七筆	三、五〇五
雨宮 一夫	甲州市	甲州市塩山上小田原字上手林六百九十七番	二六三
宮原 王春	甲州市	甲州市塩山上小田原字下小松尾三百六十一番一外一筆	六八一
井出 英厘	甲州市	甲州市塩山上萩原字新居下河原二千四百八十六番	一、〇七二
沙	甲州市	甲州市塩山千野字八桑田三千八百十番外六筆	一、七七六
内藤 義人	中央市	中央市極楽寺字当時屋九百九十五番一外五筆	二、二七九
遠藤 雄一	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町飯富字宮ノ外二千三百九番三十外七筆	一、七七二
長田 幸次	南都留郡富士河	南都留郡富士河口湖町富	二、六九九

馬淵 正幸	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺九百九十五番二	四、九六五
野沢 真一	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺六百三十五番外七筆	五四、六八六
山口 朝康	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千九番外十三筆	六四、四四八
渡辺 輝	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千二百六十一番外二筆	二〇、五一〇
池田 誠司	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺百四十四番三外五筆	二七、八〇七
江野澤 伸	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺八百五十五番一外十四筆	三五、二七九

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部長村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十八年一月二十一日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限
平成二十八年一月二十一日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八代地区竹居一工区）の換地処分を平成二十七年十二月十八日実施した。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・四・二十号 田富西通り線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

中央市成島二千二百六十六番 中央市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年一月七日から同月二十一日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 組合の名称

昭和町常永土地区画整理組合

二 事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場内

三 施行地区

中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部並びに大字河東中島字山伏の一部

四 設立認可の年月日

平成二十年三月十七日

五 変更後の事業施行期間

平成十九年度から平成二十八年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十八年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 組合の名称

市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合

二 事務所の所在地

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内

三 施行地区

西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部

四 設立認可の年月日

平成二十五年七月二十五日

五 事業施行期間

平成二十五年度から平成二十八年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番